

運営規程（例） 昼間実施サービスとして生活介護を提供する場合

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設

運営規程	作成に当たっての留意事項
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく〇〇〇（指定障害者支援施設）運営規程 （事業の目的） 第1条 * * *（以下「事業者」という。）が設置する〇〇〇（以下「施設」という。）において実施する指定障害者支援施設の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定障害者支援施設の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な施設障害福祉サービスの提供を確保することを目的とする。 （運営の方針） 第2条 施設は、利用者の意向、趣向、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することにより、利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供するものとする。 2 施設は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めるものとする。 3 施設は、施設障害福祉サービスに係る個別支援計画（以下「施設障害福祉サービス計画」という。）に基づき、利用者の心身の状況に応じて、支援を適切に行うとともに、施設障害福祉サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮するものとする。 4 施設の職員は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者及びその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。 5 施設は、その提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。 6 施設は、正当な理由がなく、施設障害福祉サービスの提供を拒まないものとする。 7 施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等の連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。 8 施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視し、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。 9 前八項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び「大阪市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成25年大阪市条例第14号）に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、指定障害者支援施設における施設障害福祉サービスの提供を行うものとする。	※「〇〇〇」⇒施設の正式名称 ※「* * *」⇒開設者（法人名） ※「〇〇〇」⇒施設の正式名称

(施設の名称等) 第3条 施設障害福祉サービスを提供する指定障害者支援施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。 (1) 名称 〇〇〇 (2) 所在地 大阪府××市△△×丁目×番×号 (提供する施設障害福祉サービスの種類) 第4条 施設において提供する施設障害福祉サービスの種類は次のとおりとする。 (1) 施設入所支援 (2) 生活介護 (職員の職種、員数及び職務の内容) 第5条 施設には、常勤の管理者を1名(サービス管理責任者兼務)置くものとし、次の業務を行うものとする。 (1) 職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、職員に対し、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うこと (2) サービス管理責任者に施設障害福祉サービス計画の作成に関する業務を担当させること 2 前項のほか、施設には次に掲げる職種、員数の職員を置くものとする。 (1) サービス管理責任者 〇名(うち1名以上は常勤) (2) 医師 1名以上 (3) 看護職員 1名以上 (4) 理学療法士 1名以上 (5) 作業療法士 1名以上 (6) 生活支援員 1名以上 (7) 職業指導員 1名以上 (8) 運転手 1名以上 (9) 栄養士 1名以上 (10) 調理員 1名以上 (11) 事務職員 1名以上 3 前項の職員のうち、施設において提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。 (1) 施設入所支援 (ア) サービス管理責任者 1名以上 サービス管理責任者は、次の業務を行う。 ①適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。 ②アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、施設が提供する施設障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者及	※「〇〇〇」⇒施設の正式名称を記載。 ※「大阪府××市・・・」⇒所在地は、住居表示、ビル名等を正確に記載する。 ※(2)以下は施設において提供する屋間実施サービスについて記載する。 ※「(サービス管理責任者兼務)」⇒管理者がサービス管理責任者を兼務する場合のみ記載する。 ※指定障害者支援施設において提供する施設障害福祉サービス全てに関し、施設に配置する、管理者以外の全職種及びその員数について記載する。左記事例は施設入所支援及び生活介護を組み合わせる実施する場合の一例。左記以外に配置している職種があれば当該職種についても記載する。 ※「(1) サービス～(常勤職員・・・)」⇒サービス管理責任者が管理者を兼務する場合は、(うち1名管理者兼務)等と記載する。 ※「(1) サービス～(非常勤職員・・・)」⇒提供する屋間実施サービスにおいて、利用者の数の合計の区分に応じて定められたサービス管理責任者の配置数のうち、一人以上は常勤でなければならない、とされているところである。 ※理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。この場合は、「機能訓練指導員」と記載する。以下同じ。 ※「(6) 生活支援員」⇒施設入所支援及び屋間実施サービスに配置する生活支援員の員数を記載する。 ※運転手、栄養士、調理員、事務職員については配置しない場合は記載しない。 ※「(ア) サービス～(常勤職員・・・)」⇒サービス管理責任者が管理者を兼務する場合は、「(うち1名管理者兼務)」等と記載する。
--	---

びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障害福祉サービスの目標及びその達成時期、施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設障害福祉サービス計画の原案を作成すること。

③施設障害福祉サービス計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した施設障害福祉サービス計画を記載した書面（以下「施設障害福祉サービス計画書」という。）を利用者に交付すること。

④施設障害福祉サービス計画作成後、施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、生活介護については少なくとも〇月に△回以上、施設障害福祉サービス計画の見直しを行い、必要に応じて施設障害福祉サービス計画を変更すること。

⑤利用申込者の利用に際し、指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

⑥利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、地域生活への移行へ向けた支援を行うこと。

⑦他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

（イ）生活支援員 1名以上
生活支援員は、・・・を行う。

（ウ）栄養士 1名以上
栄養士は、・・・を行う。

（エ）調理員 1名以上
調理員は、・・・を行う。

（オ）事務職員 1名以上
事務職員は、必要な事務を行う。

（２）生活介護

（ア）サービス管理責任者 〇名以上（うち1名以上は常勤）
サービス管理責任者は前号（ア）に規定する業務内容を行う。

（イ）医師 1名以上
医師は、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。

（ウ）看護職員 1名以上
看護職員は、医師の指導のもと、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。

（エ）理学療法士 1名以上
理学療法士は、・・・を行う。

（オ）作業療法士 1名以上

※計画の見直しは、生活介護、就労継続支援B型については少なくとも6月に1回以上必要。
自立訓練、就労移行支援については少なくとも3月に1回以上必要。

※複数の単位が設置されている場合は、設置単位ごとに員数を記載する。

※「・・・」⇒実際に行う業務の内容を記載する。以下、同じ。

※栄養士、事務職員については配置しない場合は記載しない。以下、同じ。

※「（ア）サービス～（常勤職員・・・）」⇒サービス管理責任者が管理者を兼務する場合は、「（常勤職員 〇名、うち1名管理者兼務）」等と記載する。以下、同じ。

作業療法士は、・・・を行う。 (力) 生活支援員 1名以上 生活支援員は、・・・を行う。 (キ) 運転手 1名以上 運転手は、・・・を行う。 (ク) 栄養士 1名以上 栄養士は、前号(ウ)に規定する業務内容を行う。 (ケ) 調理員 1名以上 調理員は、前号(エ)に規定する業務内容を行う。 (コ) 事務職員 1名以上 事務職員は、前号(オ)に規定する業務内容を行う。 (屋間実施サービスに係る営業日及び営業時間等) 第6条 施設において提供する施設障害福祉サービスのうち、屋間実施サービスに係る営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。 (1) 生活介護 (ア) 営業日 ○曜日から○曜日までとする。ただし、国民の祝日、○月○日から○月○日までを除く。 (イ) 営業時間 午前○時から午後○時までとする。 (ウ) サービス提供日 第1単位：○曜日から○曜日までとする。ただし、国民の祝日、○月○日から○月○日までを除く。 第2単位：○曜日から○曜日までとする。ただし、国民の祝日、○月○日から○月○日までを除く。 (エ) サービス提供時間 第1単位：午前○時から午後○時までとする。 第2単位：午前○時から午後○時までとする。 (利用定員等) 第7条 施設において提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員は次のとおりとする。 (1) 施設入所支援 ○○名 (ア) 第1単位：○○名 (イ) 第2単位：○○名 (2) 生活介護 ○○名 (ア) 第1単位：○○名 (イ) 第2単位：○○名 2 施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとのそれぞれの利用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行わないものとする。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。 (施設障害福祉サービスを提供する主たる対象者) 第8条 施設において提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに定める主たる対象者は、次のとおりとする。 (1) 施設入所支援	※複数の単位が設置されている場合は、設置単位ごとに員数を記載する。以下、同じ。 ※運転手については、配置しない場合は記載しない。以下、同じ。 ※運転手については、配置しない場合は記載しない。以下、同じ。 ※「営業日」「営業時間」は、利用の受付等が可能な日及び時間を、「サービス提供日」「サービス提供時間」は、利用者に対するサービス提供が可能な日及び時間をそれぞれ記載する。なお、日曜日、祝日、年末年始等にかかわらず営業又はサービス提供を行う場合は、「年中無休」、日曜日、祝日、年末年始等、特定の日を除き営業又はサービス提供を行う場合は、「日曜日、祝日及び○月○日から○月○日を除く毎日」等と記載する。 ※複数の単位が設置されている場合は、設置単位ごとにサービス提供日・時間を記載する。
---	---

常に利用者の健康の状況に注意するとともに、毎年〇回定期的に健康診断を行うものとする。 (キ) (ア) から (カ) に掲げる便宜に附帯する便宜 離床、着替え及び整容その他日常生活上必要な介護、支援、相談、助言。 (3) 生活介護 施設が提供する生活介護の内容は、主として昼間において次の便宜を供与するものとする。 (ア) 食事の提供 (イ) 入浴又は清拭 (ウ) 身体等の介護 (エ) 生産活動 (〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇) (オ) 創作的活動 (〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇) (カ) 身体機能及び日常生活能力の維持・向上のための支援 (キ) 生活相談 (ク) 健康管理 (ケ) 訪問支援 (コ) 送迎サービス (サ) (ア) から (コ) に掲げる便宜に附帯する便宜 離床、着替え及び整容その他日常生活上必要な介護、支援、相談、助言。 (4) 社会生活上の便宜の供与 (ア) 施設は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うものとする。 (イ) 施設は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等について、利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、利用者及びその家族の同意をもって行うものとする。 (ウ) 施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。 (5) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜 (2) から (4) に附帯するその他必要な指導、訓練、相談、助言。 (利用者から受領する費用の額等) 第10条 施設は、施設障害福祉サービスを提供した際には、利用者から当該施設障害福祉サービスに係る利用者負担額の支払を受けるものとする。 2 法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスを提供した際は、利用者から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費の額の支払を受けるものとする。この場合、提供した施設障害福祉サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。 3 前二項のほか、次に定める費用については、利用者から徴収するものとする。 (1) 施設入所支援	※施設入所支援を利用する利用者に対しては、毎年二回以上定期的に健康診断を行うものとしている。 ※「入浴又は清拭」⇒昼間実施サービスの生活介護として、入浴等を提供しない場合は記載しない。 ※「生産活動」「創作的活動」⇒提供しない場合は記載しない。 ※「〇〇〇」⇒実際に提供する活動の内容を記載する。以下同じ。 ※「訪問支援」⇒訪問支援を行わない場合は記載しない。以下、同じ。 ※「送迎サービス」⇒提供しない場合は記載しない。以下、同じ。
--	--

(ア) 食事の提供に係る費用及び光熱水費 ①朝食 1食につき〇〇円 (うち食材料費〇〇円) ②昼食 1食につき〇〇円 (うち食材料費〇〇円) ③夕食 1食につき〇〇円 (うち食材料費〇〇円) ④間食 1日1回〇〇円 ⑤光熱水費 月額〇〇円 実費に相当する額とする。 ただし、法第34条第1項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号。以下「令」という。)第21条の3第1項に規定する食費等の費用基準額を、又は法第34条第2項において準用する法第29条第6項の規定により当該特定障害者特別給付費が利用者に代わり施設に支払われた場合は、令第21条の3第1項に規定する食費等の負担限度額を限度とする。 (イ) 日用品費の実費 (ウ) 被服費の実費 (エ) 厚生労働大臣が定める基準に基づき、利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用 月額〇〇円 (オ) その他施設入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの (2) 生活介護 (ア) 創作的活動に係る材料費 1日につき〇〇円 (イ) 入浴サービスに係る光熱水費 1回につき〇〇円 (ウ) 日用品費の実費 (エ) 食事の提供に係る費用 ①朝食 1食につき〇〇円 (うち食材料費〇〇円) ②昼食 1食につき〇〇円 (うち食材料費〇〇円) ③夕食 1食につき〇〇円 (うち食材料費〇〇円) ただし、令第17条第1項第2号から第4号までに掲げる支給決定障害者等に対して食事の提供を行った場合は、上記食材料費に加えて、食事提供に係る人件費相当として、1日につき食事提供体制加算に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。 (オ) 次条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う訪問支援に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合は、その実費を利用者から徴収するものとする。なお、この場合、事業者の自動車を使用したときは、次の額を徴収するものとする。 ①事業所から〇〇キロメートル未満 1回(片道)につき〇〇円 ②事業所から〇〇キロメートル以上 1回(片道)につき〇〇円 (カ) 送迎サービスの提供に係る費用	※食事の提供に係る費用については、食材料費及び調理等に係る費用を基本とすることとされている。 ※特別な居室の提供を行わない場合は記載しない。 ※(2)以下は施設において提供する居間実施サービスごとに発生する利用者負担金について記載する。 ※「創作的活動・・・」⇒創作的活動を提供しない場合は記載しない。 ※「入浴サービス・・・」⇒入浴サービスを提供しない場合は記載しない。 ※食事の提供に係る費用については、食材料費及び調理等に係る費用を基本とすることとされているが、令第17条第1項第2号から第4号までに掲げる者が、施設障害福祉サービスの居間実施サービスを通所で利用する場合は食材料費に相当する額としている。 ※「朝食・・・」⇒実際に提供する食事についてのみ記載する。以下、同じ。 ※「次条に規定する・・・」⇒通常の実施地域を越えて、訪問支援を行う場合、利用者から訪問支援に要する実費(燃料費)の支払を受けることができる。訪問支援を行わない場合は記載しない。以下、同じ
---	---

①次条に規定する通常の事業の実施地域 1回（片道）あたり〇〇円 ②上記①以外の地域 事業所から〇〇キロメートル未満 1回（片道）あたり 〇〇円 事業所から〇〇キロメートル以上 1回（片道）あたり 〇〇円 （キ）その他日常生活において通常必要となるものに係る費用 であって、その利用者に負担させることが適当と認められ るものの実費 4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、 利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、 利用者の同意を得るものとする。 5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用 に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものと する。 （昼間実施サービスに係る通常事業の実施地域） 第11条 施設において提供する施設障害福祉サービスのうち、昼間 実施サービスに係る通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。 （1）生活介護 〇〇市〇〇区、□□市□□区、××市及び△△市の全域とする。 （工賃の支払等） 第12条 施設は、生活介護の利用者が生産活動に従事した場合は、 別に定める工賃支払規程に基づき、生産活動に係る事業の収入から 生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工 賃として支払うものとする。 （サービス利用に当たっての留意事項） 第13条 利用者は、サービスの利用に当たっては、次に規定する内 容に留意すること。 （1）〇〇〇こと。 （2）〇〇〇こと。 （3）〇〇〇こと。 （施設入所支援利用者の入院期間中の取扱い） 第14条 施設は、施設入所支援を利用する利用者について、病院又 は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後おおむね三 月以内に退院することが見込まれるときは、その者の希望等を勘案 し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事 情がある場合を除き、退院後再び当該施設の施設入所支援を円滑に 利用することができるようにするものとする。 （利用者負担額等に係る管理） 第15条 施設は、当該施設において施設入所支援を受ける利用者が 同一の月に施設が提供する施設障害福祉サービス及び他の指定障害	※「送迎サービス・・・」⇒送迎サービ ス提供しない場合は記載しない。以 下、同じ。 ※施設は、送迎サービスを提供する場 合、当号（ア）から（エ）のほかに、 利用者から送迎サービスによる移動 に要する実費（燃料費等）の支払を受 けることができる。 ※通常の事業の実施地域については、施 設において提供する昼間実施サービス ごとに、原則市区町村単位で記載する。 なお、市区町村の一部地域のみを対象と する場合は「〇〇市〇〇町」など客観的 に区域が分かるような記載する。 ※「（工賃の支払い等）・・・」⇒工賃支 払が発生しないサービスのみ提供す る場合は当条項について記載しない。 ※利用者が、事業所を利用する際に留意 する事項を記載する。（原則として内 容は自由。ただし、利用者の権利・自 由を制限するような内容（例えば、外 出時等の際の「許可」等）等について は、規定することはできない。）
---	---

福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス等」という。）を受けたとき、または、当該施設において施設入所支援を受ける者を除く利用者からの依頼を受けて、当該利用者が同一の月に施設が提供する指定障害福祉サービス等を受けたときは、それぞれの利用者が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額から法第 29 条第 3 項の規定により算定された介護給付費の額を控除した額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、令第 17 条第 1 項に規定する負担上限月額、又は令第 21 条第 1 項に規定する高額障害福祉サービス費算定基準額を超えるときは、指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知するものとする。

（勤務体制の確保等）

第 16 条 施設は、利用者に対し、適切な施設障害福祉サービスを提供できるよう、施設障害福祉サービスの種類ごとに、職員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者の兼務関係等を明確にした勤務表を毎月作成するものとする。

2 施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該施設の職員によって当該サービスを提供するものとする。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない次の業務については、第三者に委託するものとする。

- （１）施設内外の清掃業務
- （２）リネン等の洗濯業務
- （３）調理業務
- （４）施設設備の修繕等
- （５）前各号のほか、施設の維持・管理・運営上必要な業務であつて、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務

3 施設は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- （１）採用時研修 採用後○カ月以内
- （２）継続研修 年○回

（非常災害対策）

第 17 条 施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（衛生管理等）

第 18 条 施設は、利用者の使用する設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行うものとする。

※「ただし・・・」⇒施設が、当該施設の運営上必要な業務のうち、利用者の支援に直接影響を及ぼさないものについて第三者に委託する場合のみ記載する。その内容については左記に該当するもの、また、左記以外のものがあればそれも記載する。

2 施設は、施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう感染症マニュアルを作成するとともに、必要に応じて保健所の助言、指導を求め、常に密接な連携を保つこととする。 （協力医療機関等） 第 19 条 施設は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、〇〇〇〇を協力医療機関として定めるものとする。 2 施設は、あらかじめ、〇〇〇〇を協力歯科医療機関として定めるものとする。 （緊急時等における対応方法） 第 20 条 現に施設障害福祉サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに前条第 1 項に規定する協力医療機関又は利用者の主治医（以下「協力医療機関等」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。 2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。 3 施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、直ちに大阪府、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。 4 施設は、施設障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。 （苦情解決） 第 21 条 施設は、提供した施設障害福祉サービスに関する利用者及びその家族（以下「利用者等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。 2 提供した施設障害福祉サービスに関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が、また、法第 48 条第 1 項の規定により大阪府知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村又は、大阪府知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は、大阪府知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。 3 社会福祉法第 83 条（昭和 26 年法律第 45 号）に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。 （個人情報の保護） 第 22 条 施設は、その業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。 2 施設の職員は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持するも	※「等」⇒第 2 項に協力歯科医療機関を定める場合のみ記載する。 ※協力歯科医療機関については、協力体制が確保できている場合のみ記載する。
--	---

のとする。

- 3 施設は、職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 施設は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第23条 施設は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずる。

- （1）虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- （2）成年後見制度の利用支援
- （3）苦情解決体制の整備
- （4）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- （5）虐待防止委員会の設置

（記録の整備）

第24条 施設は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

- 2 施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該施設障害福祉サービスを提供した日から5年間保存するものとする。

- （1）施設障害福祉サービスの提供の記録
- （2）施設障害福祉サービス計画
- （3）利用者の生命又は身体を保護するため、やむを得ず身体拘束等を行ったことに関する記録
- （4）施設が利用者等から苦情を受け付けた場合、当該苦情の内容等の記録
- （5）施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合、当該事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- （6）利用者が、正当な理由なしに施設障害福祉サービスの利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められたときに施設が行った市町村への通知
- （7）利用者が、偽りその他不正な行為によって介護給付費を受け、又は受けようとしたときに施設が行った市町村への通知

（その他運営に関する重要事項）

第25条 施設は、施設障害福祉サービスの利用について市町村又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。

- 2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和〇〇年〇月1日から施行する。

※（1）～（4）の内、施設において実際に行うものについて記載する。左記の他にあればそれも記載する。

※運営規程を変更する場合は、「附則
この規程は、令和〇〇年〇月〇日から
施行する。」を順次追記する。

